

株式移転に係る事後開示書面  
(会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号  
並びに会社法施行規則第210条に定める書面)

2024年10月1日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

2024年10月1日

## 株式移転に係る事後開示書類

東京都千代田区紀尾井町4-1  
ニューオータニガーデンコート  
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社  
代表取締役社長 澤田 大輔

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町  
659番地烏丸中央ビル  
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
代表取締役会長兼社長 澤田 大輔

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(以下「FVC」といいます。 )は、2024年6月20日開催の定時株主総会及び2024年8月28日開催の臨時株主総会において承認いただきました株式移転計画に基づき、2024年10月1日をもって株式移転設立完全親会社であるAIフュージョンキャピタルグループ株式会社(以下「AIフュージョン」といいます。 )を設立する株式移転(以下「本株式移転」といいます。 )を行いました。本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 記

#### 1. 株式移転が効力を生じた日

2024年10月1日

#### 2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定による本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

#### 3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過

FVCは、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年6月20日、及び2024年8月28日付で、FVCの株主に対し、株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

#### 4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転によって、AIフュージョンに移転したFVCの株式の数は、以下のとおりです。  
普通株式 8,902,600株

5. 前各号に掲げるもののほか、本株式移転に関する重要な事項

(1)AIフュージョンは、本株式移転に際して発行する8,902,600株を、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるFVCの株主に対し、その保有するFVCの普通株式1株につき、AIフュージョンの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2)AIフュージョンの普通株式は、2024年10月1日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。なお、本株式移転に伴い、FVCの普通株式は、2024年9月27日をもって、東京証券取引所スタンダード市場において、上場廃止となりました。

(3)AIフュージョン設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額:100,000,000円

②資本準備金の額:0円

③利益準備金の額:0円

以 上